

鏡山保育所における保護者質問会の概要

- 1 日 時 令和3年4月15日（木）午後5時30分から午後6時頃まで
令和3年4月16日（金）午後5時30分から午後6時頃まで
- 2 場 所 鏡山保育所 ホール
- 3 出席者 保護者 9名（2日間合計）
- 4 配付資料 令和2年度第2回京都市はぐくみ推進審議会児童福祉分科会市営保育所移管先選定部会資料一式（事前配布）
令和3年度京都市鏡山保育所移管先法人等募集要項（案）に係る鏡山保育所保護者説明会（摘録）（事前配布）

5 質問会の概要

(1) 質問会の概要

項目	保護者	市
移管後の運営に係る基本事項		
	第三者評価を見ると、研修についての評価が下がっていた園があった。保育の質が下がってしまうので、改善してほしい。	基本事項にも研修のことは記載しており、市の職員が受けている研修については案内し、当分の間は必須としている研修もある。
	移管後は、認定こども園になるのか。また、認定こども園になるとどのようなことが変わるのか。	移管後の運営形態は、運営法人が決定される。 認定こども園になると保育料を直接園にお支払いいただくことになるが、保育内容が変わることはない。
	民間の先生方が来られるのはいつからか。	令和5年度からである。来年度は、園長や担任等の予定者が来て引き継ぎを行う。
三者協議会について		
	三者協議会は、どの程度の頻度で開催するのか。	当初はおおむね2箇月に1回程度である。
	当分の間が終われば三者協議会も終わりか。	基本的には終了するが、保護者の意向を確認し、必要であれば延ばすことや、当分の間が終わる前に三者協議会を終了することもある。
園舎の改修に係る事項		
	建物の建て替えや大規模な改修は、令和5年度に入ってすぐ行うのか。	工事は、移管先法人等が行うものなので、工事の説明は、移管先法人等が決まった後に、保護者の皆様に行う予定である。
	仮設園舎の場所が別の場所になれば、送迎の時間も変わってくる。	仮設園舎の場所については、送迎の負担ができる限り少なくなるよう配慮する必要があると考える。
	工事期間中に式典（修了式など）が仮設園舎で行われることもあるのか。	工事の計画によるが、行事の予定について応募される事業者に伝え、配慮できるものについては検討していただく。

(2) その他御意見

・第三者評価において市営保育所では、マニュアル類の整備についてはよい評価を受けているところもあったので、移管先にノウハウを伝えていただくなど、フィードバックすることが大切である。

・移管のメリットについて、ハード面のことを挙げられるが、ソフト面も大事だと思う。移管後の保育園において、行事の充実、看護師や栄養士などの専門職の配置などをされている状況が第三者評価において公表されている。保護者の安心材料になるので、このようなことを市からも伝えるべきだと思う。

・保育の質が下がらないかが心配であり、「当分の間」が終わったから関わらないということにはしないほしい。